

可視化の現在 立会いの未来

「可視化本部」は「可視化・立会本部へ」

取調べの可視化・弁護人立会大阪本部 事務局長 川崎 拓也

取調べへの弁護人立会いは夢物語なのだろうか。

今から遡ること約25年前、我々は可視化について同じ疑問を抱いていたのではなかろうか。「取調べの可視化は夢物語なのだろうか」と。

今や、録音・録画は当たり前前の時代になった。むしろ、録画していない取調べの方が異常だ。そう感じるようにすらなった。そして、前時代的な取調べ手法は、姿を消す。時に暴行を受けたり、しばしば暴言を吐かれたり、常に保釈という甘い言葉で誘導されたり…そんな取調べ手法は、過去の遺物と化す。ごく一部の圧倒的な精神力か信念を持つ者だけが、黙秘権を行使しようという状況は終わった。ごく普通の人々が、ごく普通に黙秘権を行使しよう、そんな時代が訪れつつある。いち早く取調べ改革の必要性を説き、その有効な手段として「取調べの可視化」を提唱してきた小坂井久会員は、これを「刑事司法の構造そのものに地殻変動が生じつつある」と評した(月刊大阪弁護士会2020年3月号参照)。

しかし、やはりまだ足りない。圧倒的に足りないのである。

私たちは、「絶望的」とまで評された日本の刑事司法に、良くも悪くも毒されきっている。被疑者が、国家権力と対峙するとき、弁護人の援助を得られないということ自体があまりに異常なのである。

民事事件を思い出してほしい。自分の依頼者を、たった1人で相手方代理人の事務所に向かわせる弁護

士などいないだろう。そこで長時間面談の場を設定し、陳述書まで作らせる弁護士などいないだろう。相手方が国家権力を持たない一弁護士であっても、そのようなのである。国家権力を持つ警察官や検察官の前に、依頼者をたった1人で差し出すことなど、なおさら許しがたいことのはずである。

実際、アメリカやEU諸国、韓国や台湾でも弁護人の立会いは法制化されている。もちろん、法制度は国によって異なる。しかし、「取調べ」という「場」は、どの国でも存在する。その「場」に、弁護士がいてもよいのかどうかは、単純に被疑者の人権をどの程度保障するかという問題に帰着する。その意味で、日本は今なお「絶望的」である。

そのような状況を変えるべく、弁護人が一丸となって、立ち上がる時がきた。この4月から大阪弁護士会では、全国の単位会に先駆けて、取調べへの弁護人立会いの名称を冠した委員会ができることとなった。

それが「取調べの可視化・弁護人立会大阪本部」である。

取調べへの弁護人立会いを近時初めて大きく取り上げた2018年の近弁連人権擁護大会以降、有志のメンバーで「取調べへの弁護人立会PT」を立ち上げ、取調べの可視化大阪本部内のPTとして活動を継続してきた。この間、同PT内で議論し、「在宅事件における立会い実践マニュアル」を完成させ、全会員

に配布した。

今後は、取調べの可視化対象事件を全事件に拡大する運動を継続する一方で、取調べへの弁護人立会いの必要性を会内に止まらず、一般市民の皆様にも理解いただけるよう、市民シンポ等も積極的に企画していく予定である。

同時に、日々の弁護実践として、如何にして弁護人立会いを実現するかということもあわせて検討し、研修等で会員の皆様にも提供したいと考えている。

既に、当本部委員や刑事弁護委員会委員を中心に、立会申入書の送付や積極的な立会いに向けての捜査機関との交渉等、種々の方策で、取調べに立ち会えるよう活動を開始しているところである。しかし、捜

査機関は、この申出に全く応じようとしなない。捜査機関には、「1つの例外も許さず、立ち会わせない」という意固地なまでの姿勢すら感じる。

我々はこの壁を突き崩す。それは可視化の際に我々が歩んできた道のりと重なる。その第一歩として、本シリーズも「取調べ『可視化』の『現在』」から「可視化の現在、立会いの未来」と装いも新たに新連載として再スタートしたい。今後は、この連載を通じて、「取調べの可視化・弁護人立会大阪本部」の活動を紹介するとともに、会員の皆様に最新の情報をお伝えしていきたい。

取調べに弁護人立会いを!～立会いなくして取調べなし～（大阪弁護士会館前懸垂幕）

ウェブ会議等を活用した争点整理手続の運用 (IT裁判) 経験者に対するアンケートご協力をお願い

2020年2月から開始の、ウェブ会議等を活用した争点整理手続（以下「IT裁判」）の利用実態を把握し、今後の立法及び運用の参考とするため、実際にIT裁判を経験された会員各位にアンケートを実施することになりました。

IT裁判の充実化のため、是非ともご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

回答方法

- ① 回答専用URL <https://bit.ly/3dgekzo>
若しくは右記QRコードからアクセスをお願い申し上げます。
- ② 回答事項をご入力の上、末尾「送信」ボタンをクリックしてください。

問合せ先：大阪弁護士会委員会部司法課（岡田） 電話番号：06-6364-1681

